

国立歴史民俗博物館後援名義使用に関する規程

〔平成16年 7月27日〕
〔歴博規第 26号〕

第1条 国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）の後援名義使用に関することについては、この規程の定めるところによる。

第2条 博物館は、歴史学、考古学、民俗学及びこれらに関連する学術の発展及び普及に寄与する諸事業に対し、次に掲げる機関又は団体等から後援名義使用の願い出があったときは、これを許可することができる。

- (1) 官庁及び独立行政法人等
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 地方公共団体
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人を除く。）
- (5) 報道関係機関
- (6) その他館長が適当と認めるもの

第3条 博物館の後援名義使用を願い出しようとする者は、別紙様式の願書を館長に提出しなければならない。

第4条 後援名義使用を許可された者は、願い出当時の事業計画に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

第5条 後援名義使用を許可された者は、事業終了後直ちにその結果について報告書を提出しなければならない。

第6条 博物館は、後援名義使用の事業に対し、経費を負担支出することはない。

第7条 後援名義使用に関する事務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別紙様式

年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

団体名	印
代表者・職氏名	印
事務所所在地、電話番号、郵便番号	

後援名義使用許可願

このたび、下記により「(行事名)」を開催することになりましたので、本催しをよりいっそう有意義なものとするため、貴国立歴史民俗博物館の後援名義使用を許可くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

- 1 行事名称
- 2 開催目的、趣旨
- 3 主催（共催）者名
- 4 開催期間
- 5 開催場所
- 6 参加人員及び募集方法
- 7 参加者負担金等

添付資料

1 事業計画書

(研究会、研修会、講習会等の事業については、講師氏名及び講演のテーマ等具体的に記載すること。)

2 事業に必要な経費の収支を明らかにする書類

3 主催団体の沿革、組織、活動等を明らかにする書類

4 役員、会員等の住所、氏名、職業等を明らかにする書類

(役員、会員名簿等)

5 従来から実施している行事である場合は、前回の行事を明らかにする書類

(前回の開催要項等)